

岐阜県外国籍の子どもの進学支援事業費補助金交付要綱実施細目

1 総則

この細目は、岐阜県外国籍の子どもの進学支援事業費補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）の実施について定める。

2 補助事業者

要綱第1条の知事が別に定める民間団体は、次のとおりとする。

- ① 県内に事務所を有する一般社団法人、一般財団法人等の非営利法人
- ② 県内に事務所を有する任意団体であって、規約、会則等を有するとともに、原則として1年以上の活動実績を有し、補助事業を完遂できると認められる団体

3 補助金の交付手続き等

- (1) 知事は、要綱第4条の規定により、補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、補助金の交付の目的が達成できると認めるときは、補助事業者に別紙様式1により、その内容を通知する。
- (2) 知事は、前項の審査において、必要に応じて有識者等の意見を聴取することができるものとする。

4 補助金の額の確定等


- (1) 知事は、要綱第9条の規定により、実績報告書の提出があったときは、補助対象事業の完了に伴う補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付けた条件に適合するものであるかどうかを事業完了確認調書（別紙様式2）により調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者により別紙様式3により通知する。
- (2) 補助事業者は、既に概算払いにより交付された補助金額が、確定した交付すべき補助金額を超える場合にあっては、超える補助金額について知事に返還しなければならない。

附 則

この実施細目は、平成29年3月23日から施行し、平成29年度分の予算に係る補助金から適用する。

第 号
年 月 日

(補助事業者) 様

岐阜県知事 

年度 岐阜県外国籍の子どもの進学支援事業費補助金の交付決定について (通知)

年 月 日付け 第 号で申請のあった岐阜県外国籍の子どもの進学支援事業費補助金については、岐阜県補助金等交付規則 (昭和 57 年岐阜県規則第 8 号) 第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、同規則第 7 条の規定により通知します。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付け 第 号で申請のあった事業とし、その内容は申請書記載の事業計画のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は次のとおりとする。
ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

- 3 補助事業者は、岐阜県補助金等交付規則及び岐阜県外国籍の子どもの進学支援事業費補助金交付要綱に従わなければならない。
- 4 補助事業は、年 3 月 30 日までに完了しなければならない。

別紙様式 2

事業完了確認調書

補助事業者名	
補助対象事業名	
事業実施場所等	
事業費	
補助対象経費	
補助金の額	
立会人	
事業期間 (着手・完了)	
調査 (調査年月日・調査 方法・調査結果)	

上記のとおり完了を確認しました。

年 月 日


確認者

印

別紙様式 3

第 号
年 月 日

(補助事業者) 様

岐阜県知事 

年度 岐阜県外国籍の子どもの進学支援事業費補助金の額の確定について (通知)

標記について、岐阜県補助金等交付規則 (昭和 57 年岐阜県規則第 8 号) 第 14 条の規定により、交付額を下記のとおり確定したので通知します。

なお、岐阜県外国籍の子どもの進学支援事業費補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定に基づき、補助金交付請求書を提出してください。

記

確定補助金額 金 円